

千葉県公告第59号

東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業の換地処分の
送付に代えて掲示されている旨の公告について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業の換地処分通知について、下記の者に対する通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容が東京都江戸川区東瑞江三丁目23番19号にある掲示板に掲示されている。

令和2年1月31日

千葉市長 熊谷俊人

記

千葉県花見川区幕張町二丁目2783番地1 株式会社フクケン

以上